

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護 けやき)

1、事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人一耀会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山市南区福富東1-7-43 |
| (3) 電話番号 | 086-263-7000 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐藤 能之 |

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業所の目的
要支援、要介護状態と認定された利用者に対し、適正なサービスを提供することで利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とします。
- (3) 事業所の名称
小規模多機能型居宅介護 けやき
- (4) 事業所の所在地
岡山市南区築港元町2-31
- (5) 電話番号
086-263-7500
- (6) 管理者の氏名
田村 浩
- (7) 当事業所の運営方針
介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づいて、通いや宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。事業の実施に当たっては、市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月
平成21年4月1日
- (9) 登録定員
人（通いサービス利用定員 18人、宿泊サービス利用定員9人）
- (10) 居室等の概要
当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

ア、宿泊室 9室

イ、食堂

利用者が利用できる食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。(尚、居間、食堂は、同一の場所としています。)

ウ、浴室

浴室には利用者が使用しやすい個浴と機械浴を設けています。

エ、設備及び備品等

台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えています。

3、事業実施地域及び営業時間

(1) 通所の事業の実施時間

岡山市(福南中学校区・福浜中学校区・甲浦小学校区・操明小学校区)

それ以外の地域の方は要相談。

(2) 営業日

年中無休

4、職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況・勤務体制>

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理
看護師又は准看護師	2名		利用者の保健衛生及び看護業務
介護支援専門員	1名		利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成
介護職員	10名	2名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務

<勤務の時間帯>

- ①日勤 8：30～17：30
- ②早出 8：00～17：00
- ③遅出 10：00～19：00 10：30～19：30
- ④午前半勤 8：30～12：30
- ⑤午後半勤 13：30～17：30
- ⑥夜勤 16：30～9：30

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成した際は、当該計画を交付します。

<サービスの概要>

ア 通いサービス (10：00～16：00)

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助を行います。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身介助を行います。

③排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス (7：00～20：00)

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス (24 時間対応)

- ・利用者の自宅をお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
- ③飲酒・喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス (16:00~10:00)

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。 単位数

要介護度	要支援1	要支援2			
サービスに係わる自己負担	3450	6972			

但し、加算は含まれておりません

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービスに係わる自己負担	10458	15370	22359	24677	27209

但し、加算は含まれておりません

☆利用料は上記の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分(介護負担割合証に記載された負担割合証に乗じた額)となります。

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護)に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護)より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日をさします。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※短期間の入院を除き、原則として入院時に登録を解除させていただきます。

☆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算

☆初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）に登録した日から30日間、加算されます。30日を超えて入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。30単位/日

☆認知症加算（対象の方のみ）Ⅰ：890単位 Ⅱ：460単位

要介護3～5で、日常生活自立度がランクⅢ、ⅣまたはMに該当する方に加算されます。また、要介護2で、ランクⅡ以上の方に加算されます。

☆若年性認知症受入加算（対象の方のみ）：800単位

若年性認知症と診断されている方に加算されます。

☆看取り連携体制加算（対象の方のみ）：64単位/日

看取り期にサービス提供させていただいた期間（最大30日）加算されます。

☆サービス提供体制加算：640単位/月

職員の50%以上が介護福祉士の資格を取得しています。

☆総合マネジメント体制強化加算（全員）：1200単位/月

住み慣れた地域で生活していくことができるように、ご利用者の状況や環境を把握し、地域交流や行事・活動へ積極的に参加をしています。

☆訪問体制強化加算（要介護の方）：1,000単位/月

自宅で生活を継続するために職員を手厚く配置し、訪問できる体制をとっています。

☆看護職員配置加算：900単位/月

常勤の看護師が1名配置されています。

☆科学的介護推進体制加算（全員）：40単位/月 ご利用者の状態を把握し、その情報を厚生労働省へ提出しています。

☆介護職員処遇改善加算

小規模の介護報酬総単位数×10.2%かかります。

☆介護職員等特定処遇改善加算

小規模の介護報酬総単位数×1.5%かかります。

☆介護職員等ベースアップ等支援加算

小規模の介護報酬単位数×1.7%かかります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食：300円 昼食：600円 おやつ：100円 夕食：600円

イ 宿泊に要する必要

宿泊者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1日 2,000円

ウ おむつ代

実費

エ レクリエーション

利用者の希望により、レクリエーションに参加していただくことができます。

材料代の実費

オ 喫茶行事等の飲食代

喫茶行事等の飲食に要する費用です。

通常のおやつ代に100円増し

カ 電気代

電気製品使用時に要する費用です。

持ち込み電気製品、1日1台につき30

円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者又はその家族に対し、当該サービス計画の内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し次のいずれかの方法にてお支払い下さい。

- ①窓口での支払い
- ②銀行振り込み
- ③銀行引き落とし
- ④送迎時・訪問時払い

(4) 利用の中止、変更、追加計画（契約書第6条参照）

☆小規模多機能居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）は、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則として、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆5、（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5、（2）アの介護保険の対象外のサービス（食事代）については、下記の時間までに利用中止の申し出がない場合は、食事代を全額いただきます。

- ・朝食・・・前日の19時半まで
- ・昼食・・・当日の10時半まで
- ・おやつ・・・当日の10時半まで
- ・夕食・・・当日の15時半まで

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に掲示して協議します。

（5）小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について

小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切なサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して、利用者へ説明の上交付します。

6、苦情受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の方法で受け付けます。

○窓口担当者

【介護士】 田村 浩

○苦情受付担当者

【介護士】 田村 浩

○苦情処理責任者

【管理者】 田村 浩

○苦情受付方法

- ①電話 086-263-7500
- ②FAX 086-263-2600
- ③ホームページ <http://www.sato-hp.com>
- ④メール keyaki@sato-hp.com
- ⑤施設に來所
- ⑥御意見箱 施設内に設置しております

○苦情処理経過

受け付けた苦情は、苦情受付担当者が関係者と協議し、申し立て者に報告を致します。担当者で処理できない場合は、苦情処理責任者が苦情処理委員会を招集し協議し解決を図ります。（苦情処理委員会は、その処理に関し、必要に応じて第三者委員会等と連絡を取り、解決を図ることもあります。）以上の苦情処理経過については、御本人・御家族の了解を得た上で、匿名で公開させていただきます。直接第三者委員会に申し立てすることもできます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811
- 岡山市高齢福祉部事業者指導課 086-212-1013
- 岡山市高齢者福祉部介護保険課 086-803-1240

7、運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	概ね2ヶ月に1回
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8、事故発生時の対応

- ①迅速な事故処理をします。
- ②利用者の家族、市町村等に連絡を取ります。
- ③損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
- ④再発防止策を講じます。
- ⑤事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をします。

9、身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急をやむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得ると共に、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10、協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<佐藤病院>

所在地 岡山市南区築港栄町2-13

電話番号 086-263-6622

<プライムケアデンタル西大寺>

所在地 岡山市東区西大寺1丁目1-21

電話番号 086-944-6480

11、非常火災時の対応

非常時には、別途定める消防計画にのっとり対応を行います。また、避難訓練を年2回、夜間および昼間を想定した利用者也参加して行います。

<消防設備>

排煙窓は窓上部に設置しています。

防災監視盤・火災自動通報装置は1階事務所に設置しています。

避難口は、玄関、附室、特別避難階段及び屋上避難階段としています。

スプリンクラーを設置しています。

<消防計画等>

消防署への届出済

12、サービス利用にあたっての留意事項

- 来訪者は、面会時間（7時～20時）を遵守し、必ず面会簿へ記入してください。
- 外出の際には行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
- 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 敷地内は禁煙となっております。

- 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 施設内で他の利用者に対する執拗な営業活動、宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- 施設内はペットの持ち込みはお断りします。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護 けやき

説明者

私は本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

身元保証人 住所

氏名